

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局	(平成 27 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>【指摘 5】 (公園施行規則における施設使用料の区分について)</p> <p>動物公園内にある「森の食堂」は、緑地協会が管理運営を行っているが、その使用料は、公園施行規則第 7 条、別表第二に定められた「公園施設の管理 その他施設」が適用され、1 m² 当り月額 150 円となっている。しかし、別表第二には他に「レストラン」の区分があり、この場合は 1 m² 当り月額 500 円である。市が「その他施設」とした理由は、</p> <p>①「森の食堂」は名称が食堂でありレストランという文字が付されていないこと</p> <p>②「レストラン」のイメージは博物館、美術館内にある施設のイメージであり、「森の食堂」は閉鎖された建物の中に設置されているものでないから、イメージが異なること</p> <p>③市では、「レストラン」と「食堂」のそれぞれの定義を行っておらず、イメージで「レストラン」ではないとすると、「その他の施設」として扱う他ない。</p> <p>といったことによる。</p> <p>「レストラン」と「売店」について明確な定義付けを行っている法令等はないようである。しかし、使用料に 3 倍以上の開きがある状態で、名称を「食堂」にすれば使用料が安価になるということには問題があると言わざるを得ず、担当者の主観（イメージ）の違いで区別する事にも問題がある。</p> <p>なお、食品衛生法施行令第 35 条第 1 項では、ともに「飲食店営業」として取り扱われており、都市公園法施行令第 5 条第 6 項においても公園施設として都市公園に設置できる施設は、売店、飲食店の区分があるのみで「食堂」「レストラン」の区分はない。同じ「飲食店営業」であり、電子レンジ等による単なる温めレベルではなく調理が行われているのであれば、「食堂」という名称であっても、別表第二において「レストラン」と同様に扱うべきであろう。</p>	<p>「森の食堂」に係る使用料については、仙台市都市公園条例施行規則第 7 条別表第二に定める「レストラン」に該当させ、平成 31 年 4 月 1 日からの許可において 1 m² 当たり月額 500 円とした。</p>